きませんでした。

かし、県に支払う汚水処理費が増額改

は、これまで19年間、使用料の改定を行って なライフラインの一つです。上下水道局で

下水道事業(汚水)は、生活を支える重要

況です。

口減少などにより、収入増は見込めない状

費用が増加する一方、将来予想される人

が、今後見込まれています。

化・老朽化による維持管理費などの てた借入金の返済や、下水道施設の経年 定となり、また、これまでの施設整備に充

増加



令和5年6月分(請求は8月)から

用料を改定し

問 上下水道局企画経営課☎941・7802

①平均改定率約7.3%增

- ②条例中の料金表を内税方式から外税方式へ変更 ③基本水量(10㎡/月まで同額)の廃止
- ⑤新しい下水道使用料の適用は、令和5年6月分から

改定後の使用料計算

基本使用料 512				
従量使用料	1㎡~5㎡	5m²	×	10円 = 50円
	6m~10m	5 m²	×	12円 = 60円
•	11㎡∼15㎡	5m²	×	86円 = 430円
•	16㎡∼25㎡	10m²	×	88円 = 880円

合計 25㎡ 1,932円 (税抜き) 2,125円 (税込み)

現行との 差額

-21<u>m</u>

45円

152円

292円

354円

477円

618F

684円

1.641円

2,631円

3,703円

4,836円

下水道使用料改定のポイント

④従量使用料の水量区分の設定変更

(令和5年8月から請求)

(例)1か月25㎡の排出汚水の場合

基本使用料					512円
従量使用料	1㎡~5㎡	5m²	×	10円 =	50円
	6m~10m	5m²	×	12円 =	60円
1	I1m~15m²	5m²	×	86円 =	430円
1	16㎡∼25㎡	10m²	×	88円 =	880円

1か月の使用料増減額(税込) 主な水量を表示

(参考)

税込金額

563.2円

11.0円

13.2円

94.6円

96.8円

101.2円

113.3円

149.6円

176.0円

213.4円

222.2円

231.0円

現行との 差額

-5円

-3円

-1円

-2円

-3円

-2円

期間 4月3日(月)~5月1日(月)

および「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧 令和5年度「土地価格等縦覧帳簿」

税抜

金額

512円

10円

12円

86円

88円

92円

103円

136円

160円

194円

202円

210円

水道料金は口径13・20mmで算定しています

現行との差額 (②-①)

-26円

42円

151円

290円

351円

475円

水道·下水道 合計②

1.524円

2,112円

4,681円

7,640円

11,071円 14,745円

現行(税込)				
水道	下水道	合計①		
911円	639円	1,550円		
1,431円	639円	2,070円		
3,041円	1,489円	4,530円		
5,011円	2,339円	7,350円		
7,371円	3,349円	10,720円		
9,911円	4,359円	14,270円		
	911円 1,431円 3,041円 5,011円 7,371円	水道 下水道 911円 639円 1,431円 639円 3,041円 1,489円 5,011円 2,339円 7,371円 3,349円		

8,000m \sim

※1人あたり月5㎡の使用を想定しており、単身世帯は5㎡、2人世帯は10㎡、4人世帯は20㎡が料金の目安となります。

①窓口に来る人の本人確認書類

(運転免許

証、マイナンバーカードなど)

梴覧の際に必要な書類

またはその代理人

表を内税表示から外税表示へ変更してい す。これにより くお願いいたします。 維持してまいります。ご理解のほどよろし 負担を残すことがない、持続可能な経営を 設整備をより一層進め、次の世代に過度の 水道施設の維持管理、地震対策などの施 なお、水道料金についても条例中の料 水道料金は若干の減額

を改定させていただくこととなりました。 みなさまにはご負担をおかけしますが、 そのような状況を踏まえ、この度、使用料



なっています。

令和5年 4月から

4月1日から、固定資産税と軽自動車税種別割は、これまでの口座振替、 金融機関やコンビニでのお支払いに加えて、クレジットカードなどのキャッ シュレス決済でのお支払いができるようになりました。

問納税課☎861-6902

地方税お支払いサイト

「地方税お支払サイト」では、クレジットカード払い、イ ンターネットバンキング等の納付方法が選べます。 お手元に納付書を用意して、地方税お支払いサイトへ アクセスしてください。





お支払いサイト

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマホ決済アプリでの納付

バーコードまたはQRコードを読み取り、納 付できます。「地方税お支払いサイト」内に 利用できるスマホ決済アプリの一覧が載 っています。









バーコード読み取りで 利用可能なアプリ

※スマホやパソコンで納付される場合は領収証書が発行されません。 領収証書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアをご利用 ください。

新料金(税込) 水道

906円

1,428円

3,040円

5,009円

7,368円

9,909円

対象 場所

市内に土地・家屋を所有する納税者 資産税課(本庁舎3階41番窓口) 平日9時~17時(12時~13時を除く)

続きや納付がスムーズです。

納税課☎861.6902

また、翌年度以降も継続できますので、手

できます。

る「口座振替」だと、納付忘れを防ぐことが

ご指定の口座から自動的に引き落とされ

水量	水道	下水道	合計①		
5m²	911円	639円	1,550円		
10m²	1,431円	639円	2,070円		
20m²	3,041円	1,489円	4,530円		
30m²	5,011円	2,339円	7,350円		
40m²	7,371円	3,349円	10,720円		
50m²	9,911円	4,359円	14,270円		
※1人あたり目5㎡の使用を相定しており、単身世帯は5㎡					

新使用料

排出汚水水量

0m³

1㎡~5㎡まで

6㎡~10㎡まで

11㎡~15㎡まで

16㎡~25㎡まで

26㎡~35㎡まで

36㎡~50㎡まで

51㎡~100㎡まで

101㎡~300㎡まで

1,001㎡~8,000㎡まで

301㎡~1,000㎡まで

区別

基本使用料

従量使用料

(1㎡あたり)

種別

詳しくはホームページをご覧ください。

②納税通知書 ついて確認します。 ※納税通知書がない場合は所有物件に

の委任状

④法人の場合…①②に加え、代表者印の持 ③代理人の場合…①②に加え、納税者から 参、または代表者印の押印された委任状

問 資産税課☎862·5320

第

第 3 期 第 2 期 第 1 期 4期 令和5年5月1日

月

令和6年2月29日(木) 令和5年7月31日(月) 問 資産税課☎862.5320

広告

令和5年度

固定資産税の納税通知書は4月3日(月) に送付します

固定資産税納期

ウッカリ納付忘れなし

「口座振替」による自動引き落とし

4月1日(±)·4月15日(±)·4月22日 開催時間



弁護士法人琉球法律事務所

10時~16時30分

弁護士法人 琉球法律事務所



ご予約は

20=927=122

平日9時~17時30分